

福祉有償運送 登録の流れ

NPO等、福祉有償運送を行う団体

< 団体の要件 > NPO、社会福祉法人、公益法人等

< 運送の対象 > 身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、
要支援者、基本チェックリスト該当者、肢体不自由その他の
障害を有する者で、単独では公共交通機関を利用することが困難な方

「新規登録」、「更新登録」または「料金の変更」等に際して、運営協議会で
その内容を協議する。

練馬区福祉有償運送運営協議会

< 役割 > 福祉有償運送の必要性や運行にあたっての安全・利便の確保等について協議する場

< 構成 > タクシー事業者およびその組織する団体、福祉有償運送の利用者等、東京運輸支局の職員、学識経験者、区職員など

協議が調った場合には、練馬区が「協議が調ったことを証する書類」を発行する。団体は、申請に必要な書類等に、「協議が調ったことを証する書類」を添付して申請する。

東京運輸支局

登録の有効期間は 2 年
(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は 3 年)